

新型コロナウイルスの感染拡大、拡散は今までとは違う社会情勢を作り出しました。このような状況の中で、不特定多数が集まるスポーツ大会を開催することは、大会を主催する側の都合だけで考えるのではなく、感染防止対応とともに、社会の理解、納得を得られるためにはどうしたらよいかを考えていく必要があります。

来場者は学校や職場のようにある程度限定された集団ではありません。主催大会からクラスターが発生した場合には多方面にわたって影響がおよぶことは簡単に予測できます。また、主催者には多くの責任問題が発生するとともに、スポーツイベント全般に対する不信感を招いてしまうことも考えられます。

感染防止対策としてどのような方策をとっても、各方面から数々の意見、異論が出てくると思います。それ故、主催者は平時とは異なる工夫や対策を行っていることを周囲に理解してもらうことが大切です。今までの感覚からしたら「そこまでやるのですか」が、新型コロナウイルスが感染拡大している現状ではあたりまえであることを認識する必要があります。多方面から情報を収集しできる限りの感染防止対策を考え、実行していかなければなりません。

審判員の皆さんには、従来の審判業務に加えて多くの煩わしい作業が加わり、周囲への気遣いも増えます。そのような状況ですが、大会の感染防止対策に充分のご理解、ご協力をいただき「埼玉の陸上界からは感染拡大は起こさない」という強い意識を持って審判業務に臨んでいただきたいと思います。また、感染防止対策について改善点等ございましたら総務員までお知らせください。

陸上競技大会再開のガイダンス説明【埼玉陸協】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い競技会再開に向け、日本陸連よりガイダンスが発信されました。つきましては、埼玉陸上競技協会として主催大会開催に向けてのガイダンスを作成致しましたので各市町陸協・大会参加者・競技役員に於かれましても、よろしくお願い致します。

- (1) 各市町陸協においては、大会2週間前までに**別紙1**（各市町陸協開催の基本情報と前提条件の確認【提出用チェックリスト】）を埼玉陸協へ提出する。
- (2) 参加者・付添・マネージャー・競技役員は大会1週間前から大会中（競技役員は大会当日の記載不要）まで、**別紙2**（【大会前・大会中／提出用】新型コロナウイルス感染症についての体調管理シート）のチェックを行う。
 - ① 団体・チーム・学校単位での参加
別紙2を責任者（顧問）に提出し、責任者（顧問）は**別紙3**（宣誓書）を記入し、大会日毎に選手受付に提出。なお、責任者（顧問）は万が一感染が発生した場合に備え、別紙2を個人情報への取扱いに注意しながら1ヶ月間保存し、のちに廃棄した証を記録しておく。
 - ② 個人参加者
別紙3を大会日毎に選手受付に提出
別紙2については自分で1ヶ月間保存
 - ③ 競技役員
別紙2を大会当日、役員受付に提出
役員受付にて**審判員出席表**（大会当日記入用）を大会日毎に受理し、その場で提出する。
行動記録表は大会日毎に受理し記入する。（提出は不要・各自1ヶ月間保存しその後破棄）
- (3) 大会後2週間においては、参加者・付添等・競技役員は**別紙4**（【大会後／個人管理用】新型コロナウイルス感染症についての体調管理シート）にてチェックを行う。（提出は不要・各自1ヶ月間保存しその後破棄）

※ （1）については各市町陸協への周知

（2）～（3）については埼玉陸協主催大会参加者・競技役員への周知

注 大会当日は感染防止対策と致しまして、極力付添・応援はご遠慮をよろしくお願い致します。

各市町村陸協主催大会に於いてはこれに準じて大会を実施する

陸上競技活動のガイダンス

各市町陸協・中高体連競技会開催確認書【提出用チェックリスト】

主催者は以下の事項に記入及びにチェックを入れ、大会開催2週間前までに埼玉陸協に提出すること。

提出期日：令和 年 月 日

基本情報

競技会名			
開催日		開催地(陸上競技場名)	
観客の有無	※有の場合は人数を記入	競技会人数	
競技会人数の内訳	競技者： 人／競技役員： 人／チーム関係者数： 人／取材者数： 人		
主催団体名		連絡担当者名	
電話番号		メールアドレス	

競技会開催の前提条件

1. 緊急事態宣言の解除
- ①移動制限の解除
 - ②不要不急の外出自粛の解除
 - ③店舗営業自粛の解除
 - ④学校において部活動が認められている（※高校生以下の競技会の場合）

2. 競技会開催を管轄する自治体からイベントの開催が認められている。

管轄する自治体名

※以下、3,4は大会当日までに準備を整え、大会当日および大会終了後まで取り組む事項

3. 競技会に関わる全ての人（審判員・競技者・コーチなど）の健康状態の管理体制を整える。
（開催1週間前の体調報告・検温の義務、および終了後2週間の体調管理・検温の義務）
4. 陸上競技活動再開についてのガイダンス「競技会開催について」に沿った競技会運営をする。